

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(平成24年度第4四半期分)

【様式2】

(府省名:内閣本府)

契約の名称及び内容	契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び所在地	随意契約によることとした会計法令の根拠条項及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	財務大臣通知根拠区分	備考
平成24年度浦添北道路建設事業に伴う港川石切場遺跡発掘調査業務	分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局南部国道事務所長 庵直 沖縄県那覇市港町2-8-14	平成25年1月25日	浦添市 沖縄県浦添市安波茶1-1-1	会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため	4,521,300	4,521,300	100.00	—	通達により、契約の相手方が一に定められているため	(2)①イ(イ)	
遺棄化学兵器集約化のための洛寧、安慶から武漢処理場への輸送ルート調査及び方案作成	分任支出負担行為担当官 内閣府大臣官房 遺棄化学兵器処理担当室長 中島明彦 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成25年1月25日	中華人民共和国 北京市朝陽区吉慶里14号 佳匯国際中心18階 中国外交部日本遺棄化学兵器問題処理弁公室 処長 孫 忠宝	会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第15号 外国で契約をするとき(中国政府)	非公表	5,178,621	—	—	外国政府との契約であるため	(2)①イ(ロ)	
武漢移動式処理事業(ボーリング調査)	分任支出負担行為担当官 内閣府大臣官房 遺棄化学兵器処理担当室長 中島明彦 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成25年1月30日	中華人民共和国 北京市朝陽区吉慶里14号 佳匯国際中心18階 中国外交部日本遺棄化学兵器問題処理弁公室 処長 孫 忠宝	会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第15号 外国で契約をするとき(中国政府)	非公表	3,433,974	—	—	外国政府との契約であるため	(2)①イ(ロ)	
武漢移動式処理事業(アクセス道路建設工事)	分任支出負担行為担当官 内閣府大臣官房 遺棄化学兵器処理担当室長 中島明彦 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成25年1月31日	中華人民共和国 北京市朝陽区吉慶里14号 佳匯国際中心18階 中国外交部日本遺棄化学兵器問題処理弁公室 処長 孫 忠宝	会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第15号 外国で契約をするとき(中国政府)	非公表	12,025,864	—	—	外国政府との契約であるため	(2)①イ(ロ)	
武漢移動式処理事業(保管庫改造工事)	分任支出負担行為担当官 内閣府大臣官房 遺棄化学兵器処理担当室長 中島明彦 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成25年1月31日	中華人民共和国 北京市朝陽区吉慶里14号 佳匯国際中心18階 中国外交部日本遺棄化学兵器問題処理弁公室 処長 孫 忠宝	会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第15号 外国で契約をするとき(中国政府)	非公表	18,277,944	—	—	外国政府との契約であるため	(2)①イ(ロ)	
ハルビン嶺事業(試験廃棄処理設備の中国輸入等に関する諸手続きの実施)	分任支出負担行為担当官 内閣府大臣官房 遺棄化学兵器処理担当室長 中島明彦 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成25年2月1日	中華人民共和国 北京市朝陽区吉慶里14号 佳匯国際中心18階 中国外交部日本遺棄化学兵器問題処理弁公室 処長 孫 忠宝	会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第15号 外国で契約をするとき(中国政府)	非公表	143,583,418	—	—	外国政府との契約であるため	(2)①イ(ロ)	
赤坂迎賓館 本館レースカーテンの吊り替え	支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松 貢 東京都千代田区永田町1-6-1	平成25年2月1日	株式会社川島織物セルコン 京都府京都市左京区静海市原町265	会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため	非公表	1,932,000	—	—	他に、当該サービスを提供することが可能な者が存在しないため	(2)①二(ハ)	
宇宙開発利用に関する報告書データの購入(ユーロコンサル)	支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松 貢 東京都千代田区永田町1-6-1	平成25年2月13日	EUROCONSULT 86 BOULEVARD DE SEBASTOPOL 75003 PARIS FRANCE	会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため	非公表	1,232,000	—	—	他に、当該サービスを提供することが可能な者が存在しないため	(2)①二(ハ)	
敦化市委員宿泊施設(運営用備品の整備等)	分任支出負担行為担当官 内閣府大臣官房 遺棄化学兵器処理担当室長 中島明彦 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成25年2月25日	中華人民共和国 北京市朝陽区吉慶里14号 佳匯国際中心18階 中国外交部日本遺棄化学兵器問題処理弁公室 処長 孫 忠宝	会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第15号 外国で契約をするとき(中国政府)	非公表	93,148,873	—	—	外国政府との契約であるため	(2)①イ(ロ)	
武漢移動式処理事業における各種計画作成	分任支出負担行為担当官 内閣府大臣官房 遺棄化学兵器処理担当室長 中島明彦 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成25年3月1日	中華人民共和国 北京市朝陽区吉慶里14号 佳匯国際中心18階 中国外交部日本遺棄化学兵器問題処理弁公室 処長 孫 忠宝	会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第15号 外国で契約をするとき(中国政府)	非公表	5,929,025	—	—	外国政府との契約であるため	(2)①イ(ロ)	

契約の名称及び内容	契約担当等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び所在地	随意契約によることとした会計法令の根拠条項及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	財務大臣通知根拠区分	備考
衛星携帯電話整備事業	支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松 貢 東京都千代田区永田町1-6-1	平成25年3月6日	株式会社エヌ・ティ・ティ・ド コモ 東京都千代田区永田町2 -11-1 山王パークタ ワー	会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため	9,226,875	8,439,375	91.47	—	他に、当該サービスを提供することが可能な者が存在しないため	(2)①二(へ)	
遺棄化学兵器廃棄処理事業に必要な化学剤検知器の修理	支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松 貢 東京都千代田区永田町1-6-1	平成25年3月6日	新成物産株式会社 東京都中央区日本橋兜町 13-2	会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため	非公表	1,762,500	—	—	他に当該役務を提供することが可能な者が存在しないため。	(2)①二(へ)	
「NPOホームページ改修業務」及び「NPO施策ポータルサイト機能拡充業務」に係る運用引継業務	支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松 貢 東京都千代田区永田町1-6-1	平成25年3月12日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5- 2	会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため	1,978,200	1,890,000	95.54	—	現行システムの運用・保守業務を行っており、設計・プログラム等全てにおいて熟知しているため	(2)①二(へ)	
武漢移動式処理事業(砲弾輸送設備導入における事前準備)	分任支出負担行為担当官 内閣府大臣官房 遺棄化学兵器処理担当室長 中島明彦 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成25年3月13日	中華人民共和国 北京市朝陽区吉慶里14号 佳匯国際中心18階 中国外交部日本遺棄化学 兵器問題処理弁公室 処長 孫 忠宝	会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第15号 外国で契約をするとき(中国政府)	非公表	93,091,493	—	—	外国政府との契約であるため	(2)①イ(ロ)	
宇地泊地区(真志喜)電線共同溝(上り)に伴う通信系連系設備等工事	分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局南部国道事務所長 庵 直 沖縄県那覇市港町2-8-14	平成25年3月28日	エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社九州支店 福岡市博多区東比恵2-3-7 NTT比恵ビル	会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため	10,787,700	10,787,700	100.00	—	他に、当該サービスを提供することが可能な者が存在しないため	(2)①二(ロ)	

【記載要領】

1. 本表は、「随意契約見直し計画」(公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議)の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成24年度に締結した契約のうち、平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、随意契約によらざるを得ない事由を記載することとし、「財務大臣通知根拠区分」欄は、「公共調達適正化について」記1. (2)①の区分(例:イ(ロ))又は③のイからハに掲げる区分を記載すること。
5. 単価契約に係る契約金額については、年間見込み額を記載している。